

事 務 連 絡

令和6年4月1日

一般社団法人全国霊柩自動車協会

各都道府県協会会長・事務局担当者 殿

一般社団法人全国霊柩自動車協会

事務局

標準霊きゅう運送約款の一部改正について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年3月22日付けで標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第210号）により「標準霊きゅう運送約款」の一部が改正されました。

改正された「標準霊きゅう運送約款」は、令和6年6月1日より施行されますが、主たる改正事項は、「運賃及び料金」、「運送約款」等の店頭掲示事項について、次のいずれかに該当する場合を除き、店頭掲示するとともに自社のウェブサイトへの掲載が義務づけられました。

- ① 一般貨物自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- ② 一般貨物自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

なお、詳細は、下記ホームページ「お知らせ欄」を参照して下さい。

また、改正後の店頭掲示用「標準霊きゅう運送約款」につきましては、現在印刷作業中であり準備が整い次第、各都道府県協会事務局を通じて会員皆様に配布する予定としています。

記

○ 次のとおり全霊協のホームページの「お知らせ」欄に掲示

- 2024-04-01 標準霊きゅう運送約款の一部改正について